

豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 会議録

名 称	令和7年度 第2回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会
日 時	令和8年2月20日(金) 13時30分～15時45分
場 所	豊橋市上下水道局 5階大会議室
事務局職員	相談支援センター木もれ陽(阿部)、あいびつと豊橋(新井)、豊橋あゆみ学園(河野)、とよはし総合相談支援センター(鈴木陽・島・浅井・鈴木佐・間木)、豊橋市役所障害福祉課(野々村・今村・伴・亀井・大久保・大林)
出席委員	椚山学園女学園大学(手嶋)、玉藻荘(黒柳)、あかね荘(光部)、岩崎学園(松下)、豊橋市福祉事業会(阿部)、さざなみ(中住)、相談支援事業所アイリス(柴田)、豊橋障害者(児)団体連合協議会(山下・野口・松井・寺田)、東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー(江川)、豊橋公共職業安定所(河澄)、豊橋障害者就業・生活支援センター(安藤)、豊橋市社会福祉協議会(加藤)、豊橋市民生委員児童委員協議会(福澤)、豊橋市医師会(大瀧)、豊川特別支援学校(鈴木)、くすのき特別支援学校(白井)、こども発達センター(齋藤)、健康部健康増進課(生駒)、福祉部福祉政策課(三ツ矢)、福祉部長寿介護課(大林)、障害部障害福祉課(中澤)
出席者	出席者23名、事務局17名、計40名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議開催状況について 2. 前回全体会意見を踏まえた対応について 3. 各専門部会の活動状況報告と協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援専門部会 (2) 就労支援専門部会 (3) こども支援専門部会 4. 個別支援会議から抽出した地域課題について 5. 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待件数の推移について (2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書 (3) 来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について(案) (4) 虐待防止に係る事業所訪問チェックリスト(案) 6. 令和8年度障害者自立支援協議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和8年度障害者自立支援協議会体制(案) (2) 令和8年度障害者自立支援協議会年間スケジュール(案) 7. いわゆる障害者雇用代行ビジネスに関するアンケートについて 8. 総量規制について

今回の課題	<p>1 会議開催状況について 資料1参照</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課 伴氏より説明)</p> <p>【意見】 特になし</p>
	<p>2 前回全体会意見を踏まえた対応について 資料2参照</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課 野々村氏より説明)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアングルプロジェクトを行政が把握していなかったという問題があった。せっかく取り組んだ事業である以上、関係部署にはその内容を認識しておいてほしい。この点に対する回答は示されなかったように思われる。「活用している」との説明はあったため、事業として取り扱われていることは分かった。事業者であれば障害福祉課、学校であれば教育委員会との関係性が重要となるが、この「活用」が推進を意味するのか、それとも利用可能な人が任意で利用するという意味合いなのかによって、今後の取組の強度が大きく変わる。現在利用している人が継続するだけで、新規利用者の拡大を想定していないのであれば、事業評価の際に「低調であった」という結論にとどまる可能性もある。そのため、今後この事業をどのように位置づけ、捉えていくのかを明確にする必要がある。
	<p>3 各専門部会の活動状況報告と協議事項について</p> <p>(1) 生活支援専門部会 資料3-1参照</p> <p style="text-align: right;">(生活支援専門部会 部会長 鈴木氏より説明)</p> <p>(2) 就労支援専門部会 資料3-2参照</p> <p style="text-align: right;">(就労支援専門部会 部会長 新井氏より説明)</p> <p>(3) こども支援専門部会 資料3-3参照</p> <p style="text-align: right;">(こども支援専門部会 部会長 河野氏より説明)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援専門部会の資料3-1 補足で、他機関連携についての取り組みが紹介されているということだが、高齢部門では、障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険へ移行するときに、引き継ぎがうまくいかないときがあるという意見を相談支援専門部会から聞いているが、介護保険側で移行に関して何か問題があるのか。長寿介護課の大林課長に伺いたい。 ➡介護保険のケアマネージャー側でも同様の課題を抱えている。障害福祉に関する研修等への参加はしているものの、障害の範囲が非常に広く、知識が追いついていない。対応に苦慮しているということがあると聞いている。実際にサービス計画を作成する際、利用条件や金額が異なることなどから、利用者の理解が得られない。障害福祉サービスは内容の幅が広く、介護保険では対応できない部分を障害福祉サービスで補完する必要があるなど、制度間の調整も課題となっている。ケアマネージャーや事業者に対する知識の普及や相互

理解の促進が重要。今年度は、相談支援専門部会がケアマネージャーの茶話会に参加し、情報交換を行った。このような機会は今後も重要になると考えている。介護保険側としても、こうした交流・情報交流の場を増やしながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるよう、関係機関との連携を強化していきたい。

- ・資料 3-1 補足 2「教育部門との連携」において、「くすのき特別支援学校の現職研修に参加し、相談支援専門員の役割について説明」とあるが、出席された教職員からの感想や反応について、くすのき特別支援学校白井教頭に伺いたい。

➡現職研修において、相談支援専門員に参加いただき、研修を実施した。事後に職員向けアンケートを行ったところ、98%の職員から「大変良かった」との肯定的な回答があった。主な意見としては、「相談支援専門員の仕事内容を知ることができて良かった」という声が多く寄せられた。裏を返せば、学校職員が相談支援専門員の日常業務や役割について十分に理解できていなかったことを示している。その意味でも、今回の研修は大変有意義な機会であったと感じている。また、相談支援専門員からは、「学校からの情報をもっと共有してほしい」との意見もあった。サービスを利用する児童や保護者を多面的に捉え、適切な支援につなげていくためには、保護者からの情報だけでなく、学校からの情報も重要であるとの認識が共有された。

- ・資料 3-3「こども支援専門部会全体会報告シート」の中で、児童通所事業所に空きがなく、支援を必要とする児童にサービスが提供されない恐れがあると記載されている。この現状について、こども発達センターの斎藤事務長に伺いたい。

➡当センターに相談される方、また受診される方は、必ず相談部門で相談を受ける。相談件数は年々増加している。発達の遅れに関する相談が最も多く、次いで医療に関する相談となっている。紹介経路としては、乳幼児健診の事後相談で受診を勧められるケースが多い。次いで保育園や幼稚園からの紹介が多い。最近では、ホームページを見て、保護者自身が心配して相談されるケースも増えてきている。受診者数についても年々増加している状況。受診先としては、小児科・児童精神科を受診する割合が大半を占めている。受診した子どもの多くは、院内のリハビリテーションやつつじ教室に通っている。療育が必要と判断された保護者の多くが療育を希望しているという状況になっている。

- ・これだけのボリュームを全部やるのは厳しい。事前資料を拝見して、各部会への感想や提案はあるが、丁寧に行うには、一つずつやっついていかないと回答できない。運営方法について、少し検討いただく必要があるのではないか。

- ・こども支援専門部会について。

「事業所間、関係機関との連携による支援体制の強化」について、様々な情報共有や検討をされたとのことだが、豊橋市としての問題は何なのかを教えていただきたい。課題が明確でないと、事業者として提案できること、市でなければできないことの整理が難しくなる。当面の目標、どのような状態をゴールとして設定するのかが分かる資料であると、委

員としても議論しやすいと感じた。

障害児通所支援の利用の仕方が協議事項になっているが、給付の問題、支援内容の問題、障害児通所支援事業所の役割理解の問題が混在しており、どこがゴールか分からない。例えば強度行動障害の方の受け入れを断る事業所は、ライフステージ、障害特性や年齢などによって差が出てくる。問題が混在しているが、環境を整えることができるのか懸念する。

「障害児通所支援事業所の役割理解と質の向上」について、目標設定を見ると家族支援の話が中心になっているが、現場の多くの事業所は、まず直接的な発達支援への対応で精一杯であり、家族支援まで十分に対応できていないのが現状ではないかと思う。発達支援の質の向上なのか、家族支援の充実なのか、地域支援を含めた総合的な支援体制なのか、対象と目的を整理したほうがよいのではないか。「取組内容（計画）」に「希望する事業所に対し、事例検討を行う」とあるが、研修等でもよくあるように、参加する事業所は良いが、参加しない事業所に課題がある点についてはどのように対応されるのか懸念する。

➡豊橋市としての課題について検討する中で、福祉・保育・教育の各分野において、制度や役割について十分に理解されている部分と、そうでない部分があることが見えてきた。この点において、保育課とも制度の確認を進めており、児童発達支援から保育園や学校へのつなぎの部分についても、連携して取り組んでいければよいのではないかという意見が出ているが、現時点では具体的な目標が明確に定まっているわけではないため、今後検討を進めていきたいと考えている。

新規の障害児通所支援の利用について、現在の状況として、児童発達支援および放課後等デイサービスの利用枠が不足しており、実際に利用したくても入れないケースが多く見られる。また、相談支援専門員を見つけることも難しく、困っている家庭があるという声もある。そのため、「検討を重ねるよりも、まずは早急に動くべきではないか」という意見も頂いている。これらを踏まえ検討を進めてきた結果、様々な情報が入ってしまった。総量規制の問題については、規制が解除されたとしても、単純に量が増えればよいというものではないという課題がある。現在の状況を見ると、本来利用すべき方が利用できていないという現状もあるため、事業所の質の問題や、各事業所の役割理解についても含め、改めて検討していく必要があると考えている。

家族支援については、すべてを実施しようとする負担が大きくなることが想定される。的を絞って実施していく必要があると考えている。

・就労支援専門部会について。

「障害者雇用のさらなる拡充と障害者雇用に係る事例などの共有」について、「障害者雇用のさらなる拡充」のゴールはどこなのか。就労系事業所の就職者数なのか、豊橋市全体の障害者雇用率なのかによって、アプローチとゴールが変わってくる。部会だけで行うだけでなく、様々な企業や定着支援事業所と一緒にやっていくのか。障害者雇用の話は財界の方たちとの関係性が重要。前々回にも申し上げたが、「ハローワークだけでなく、商工会やロータリークラブなど、財界との繋がりはどうされていくのか」という質問に対する

回答がないので、どのような議論がされたか伺いたい。

➡就労支援専門部会からは、3点について回答する。

1.障害者雇用の拡充におけるゴール設定について

一度部会内で検討を行い、その結果を後日回答させていただきたいと考えている。

2.定着支援事業所との連携について

今回の協議事項のうち、事業者の就労支援スキルに関する内容については、新たに設置される就労系サービス事業所連絡会へ引き継ぐ予定。そのうえで、就労支援専門部会としては、障害者雇用のみならず、雇用後の定着支援やリワーク支援についても、今後の協議事項として取り上げていきたいと考えている。この点については改めて部会内で検討を行い、来年度第1回全体会にて報告させていただく予定。また、これまで就職そのものに焦点を当てていたが、今後は就職後の定着支援についても、定着支援事業所との連携を含めて協議していきたいと考えている。

3.関係機関との連携強化について

障害者雇用の推進にあたっては、これまでのハローワークとの連携に加え、今後は商工会や士業（社会保険労務士等）とも連携を図っていきたいと考えている。社会保険労務士が顧問として関わっている企業の中には、障害者雇用率が未達となっている企業もあるため、そういった方とも連携を図れるように、来年度取り組んでいきたい。

・生活支援専門部会について。

「相談支援体制の充実」について、【保育分野】下半期の実績の中で「特別支援相談員が市内保育園を巡回する」とあるが、様々な先行事業があるので、部会だけで取り組むのではなく、それらと連携したほうがよいのではないかと。

「強度行動障害に対する支援体制の整備」について、たくと大府を見学したとのことだが、愛知県内でも先進的な事業所であり、多くの知見がある施設で、参考になるものも多いと思われる。ただし、重要なのはツールの使い方ではなく、行動の背景を分析し、環境要因を理解すること。ツールを使えるかどうかの話になってしまうと、本質を見失う可能性がある。例えば、千葉県の発達障害者支援センターが、強度行動障害の研修を受講した方の中から募集して実装研修を行い、1年かけて事例を検証する取組が行われている。そのツールを活用することによって利用者が落ち着いて生活できるようになった、あるいは支援者もうまく環境を整えることによって本人とのコミュニケーションが宿題を出して、その後振り返るという話をされていたが、「できた」と実感できるのか。もう少し丁寧なプログラムを検討されるとよい。

➡生活支援専門部会から3点について回答する。

1.保育分野について

保育課の意見交換の場において、児童発達支援センターの職員にも多く参加していただいた。意見交換の中では、こども支援専門部会と連携して取り組む必要のある課題や、重なる部分が多くあることが確認された。今後はこども支援専門部会と連携しながら、どのような内容の課題に取り組むのか、どのような目標を設定して解決していくのか、といった

点について整理し、各専門部会において改めて課題認識を共有していく必要があるとの意見で一致した。また、児童発達支援センターには、勉強会の開催などを通じた支援や情報共有についても協力をお願いし、今後の取組に活用していきたいと考えている。

2.強度行動障害について

たくと大府を見学させていただいた。非常に先進的で、良好な環境の中で支援が行われている施設であると感じた。ご指摘のあったとおり、支援を考えるうえでは環境要因がどこにあるのかをしっかりと把握しないといけないと改めて認識した。当部会の事務局としても、ツールの活用ではなく、環境要因の分析と環境づくりに焦点を当てた取組が必要であると考えている。そのため、今後は強度行動障害支援者養成研修（実践基礎研修）をすでに受講している方を対象に、行動の背景となる環境要因の整理、適切な支援環境の整備方法といった内容について、改めて丁寧に学ぶ機会を設ける必要があると再認識した。来年度の研修プログラムについては、これらの視点を取り入れて検討していきたいと考えている。

3.人材育成部会との関係について

テーマに応じた課題検討をどの部会が担うのかという点についてご指摘を頂いた。現在挙げられている課題は、人材育成に特化した内容となっていたため、人材育成部会のテーマとして整理していたが、今回のご意見を踏まえ、テーマごとにどの部会で検討することが適切かについて改めて整理する必要があると認識した。本件については、事務局に持ち帰り、改めて検討していきたいと考えている。

➡生活支援専門部会は、総合的な課題の評価・分析を行い、その結果を基に、例えば人材育成に関する課題であれば子ども支援専門部会に依頼する、就労に関する課題であれば就労支援専門部会に依頼するといった形で、各部会につないでいく場にもなり得るのではないかと考えたときに、人材育成のみに特化した部会として位置付けるのかどうかについて、改めて整理・ブラッシュアップが必要ではないかと思った。

人材育成について、このような協議体に参加されている方々は、社会福祉事業の内容を理解したうえで課題認識をされていると思う。しかし、現場全体で見ると、ソーシャルワークや社会福祉学概論などを学ぶ機会がないまま現場に入ってきている人が、今後ますます増えていくことが想定される。言い換えれば、現場の8~9割の方が、そうした基礎的な学びに触れずに実務に就いている可能性がある。その前提に立ったとき、人材育成を考えるうえで、「これくらいは分かっている当たり前」という共通の物差しが、もはや存在しない状況にあると考えられる。そのため、その状況を前提にした人材育成プログラムを考えていく必要がある。同時に、豊橋市の障害福祉サービスに従事する人材として、相談支援であれサービス提供であれ、あるいは間接的な立場であれ、「ここまで理解してほしい」という目標、あるいは理想とする人物像を明確にしておくことが重要ではないかと思う。そうした目標がないと、出発点と目標点の乖離が大きくなり、研修を一生懸命行っても、毎年同じ課題が繰り返される状況につながりかねない。また、現場の従業者として、関わりが難しいケースを解決するための **How to** を求める声が強くなりがち。 **How to** も大事だが、そもそもなぜ困っているのかという行動の要因を評価できる力、アセスメン

ト力が非常に重要。その部分が足りていないということにどうアプローチをするのか。このままでは、**How to** を教える研修ばかりになってしまう恐れがある。まず入り口のところで私たちが持っていないといけない社会福祉従事者としてのあるべき姿を丁寧に考えたほうが、今後さまざまな研修プログラムを検討する際にも有効になると思う。これはどの部会にも関わるテーマだと思う。提案としてお伝えしたので、一度持ち帰って検討していただければと思う。

・生活支援専門部会について、「人材育成」という言葉は非常に耳障りが良いため、現在起きている不具合、業務を進めていくうえで起きている不具合や、何かに対するアセスメントした際のアリバイ作りに使われていないかという危惧はある。そもそも、この人材育成というテーマがどこから出てきたのかという点について、私としては「これで進めていくという理解でよいのか」という確認をしたかっただけなので、紙面で示していただいた回答で十分だと考えている。一方で、ワークショップや事業所訪問の際に出てくる声を聞いていると、実際には人材育成以前の問題、つまり人材不足に起因する課題が多いと感じている。その点について、自立支援協議会の中でも、今後議論を進める際に頭の片隅に置いておく必要があるのではないかと思う。もちろん、研修を重ねていくことで、能力開発や業務に対する意欲の向上などに一定の効果が期待できることは十分に考えられるので、このまま進めていただければと思う。

・資料 3-1 補足②の他機関連携については、このような形で取組を進めていただいていることを大変良いことだと感じている。高齢分野について、ケアマネジャーの皆さんが多忙であることは十分理解しているうえで、豊橋版のルールをしっかりと作っていく必要があるのではないかと考えており、その点についてこの場でも繰り返しお伝えしてきた。今回、ようやく動き出してきたのではないかと感じている。ケアマネジャーの方々は、障害福祉制度について知らない方が多いと思う。例えば、移行後 1 年間は相談支援専門員がケアマネジャーと一緒に伴走して支援できるような仕組みなど、具体的なルールを整備することで、不安も少しずつ取り除いていけるのではないかと思う。何よりも当事者の方にとって重要な課題なので、ぜひ進めていただきたいと思う。

➡他機関連携、とりわけ高齢分野との連携について、介護保険分野の方々と話をする中で、障害福祉から介護保険への移行に対する不安が強いという声を、ケアマネジャーや相談支援専門員の双方から多く聞いた。中には対応に慣れている方もいるが、一方で苦手意識を持っている方も一定数見受けられる。今後は、そうした苦手意識を持つ方を、経験のある方がサポートできるような仕組みを作っていけるとよいのではないかと感じた。また、こうした連携を進めていくうえでは、顔の見える関係づくりが非常に大事だと感じた。そのため、今後も継続してこうした取り組みを実施していきたいと考えている。

・資料 3-2 の就労支援専門部会について、就労選択支援は新しい事業だが、豊橋市ではまだ本格的に開始していない状況だったと認識している。現在、どの程度の事業所が指定を受

けているのか、また、特定の事業所に業務が集中してしまい、負担が大きくなるかという点について、少し心配している。

➡就労選択支援について、現在すでに1か所が指定を受けて事業を開始している。今後についても、今年中に複数の事業所が指定を受ける予定であると聞いている。また、混乱の有無について、現時点では混乱は生じていないと聞いている。今後混乱が生じた場合には、適切に対応していきたいと考えている。

・資料3-3 こども支援専門部会について、ガイドラインを作成し、適正な利用を進めていくことは必要だと思うが、区分が軽くても、実際には療育が必要な方もいると思う。そのため主治医の意見なども十分に取り入れながら、利用日数について協議していくことが必要ではないかと考えている。今後、さらに精査していくことになると思うが、単に手帳や区分だけで決めてしまうのではなく、個別の状況を踏まえて検討していただければと思う。

➡ガイドラインの作成にあたっては、療育手帳や身体障害者手帳の等級のみで判断するのではなく、関係する方々の意見も幅広く聞きながら、利用日数の調整等ができる仕組みを検討していきたいと思う。ご意見を参考にする。

・障害児を持つ親の立場からお話しさせていただく。現在、さまざまな部会を設けていただき、研修や茶話会、交流会などが実施されているが、これらに出席されているのは主に福祉事業所の職員の方々だと思う。一方で、現場では職員不足があり、その不足分をパート職員が補っている状況がある。実際には、パート職員の方も常勤職員と同様の支援を担っていることが多いと感じている。そこで、この場で申し上げるのが適切かどうかは分からないが、研修等で知識を得た職員が事業所に戻った後、その内容をパート職員に周知したり、共有したりする仕組みが実際に機能しているのかが分かるようなものがあればよいのではないかと考えた。その点についてもご検討いただき、各福祉事業所において、パート職員に対しても研修や情報共有を行う仕組みを設けていただけるとありがたいと思う。

➡現在、障害福祉サービス事業所では、正規職員だけでなくパート職員の方も勤務されている。実際、外部研修への参加については、パート職員の方はなかなか参加が難しいという声も聞いている。そのため、ほっとぴあにおいても、パート職員の方が少しでも参加しやすいような時間帯に研修を実施するなどの取り組みを行っている。また制度上も、各事業所において内部研修などを適切に実施するよう、実地指導の中で確認する仕組みがあるので、一定の取り組みは行われているのではないかと考えている。ただし、実際に各事業所がどの程度こうした取り組みを実施しているのかという現状までは把握できていないので、今後の取り組みとして、そうした実施状況の把握や対応についても検討していきたいと思う。

4 個別支援会議から抽出した地域課題について

資料4参照

(ほっとぴあ 鈴木陽氏より説明)

【意見】

- ・どのような運営をされているか。アイデアを出したり課題を抽出したりするに至るまでのプロセスについて、どのような環境の中で議論が行われているのかを伺いたい。
- ➡実施方法について、毎月1回、第三水曜日の午前中に開催している。運営会議のある日の午前中に実施している。ケースについては、基幹センターが事業所訪問を行う中で、相談員の方が困っているケースなどを確認している。その中で、ぜひ個別支援会議で取り上げてほしい事例については、相談員の方に促しを行いながら出してもらっている。事例検討の進め方としては、ホワイトボードを活用しながら検討を行っている。いわゆる野中式に似た形での事例検討も行っている。参加者からアイデアを出していただき、その後、地域課題の抽出もしていただくという流れで実施している。
- ・緊急度よっての検討の差異はあるのか。なぜこの点を伺うかという、アタッチメントの問題や養育課題なので、実装案件ではないかというものがこの中に入っていて、早急な対応が必要と思われるものを、のんびり検討している状況ではないケースも入っている。そのようなケースについて、不安を感じている。また、この会議は委託相談支援事業所の関係者や教育関係者などが中心に集まる場だと思うが、アイデアを広く出し合うという観点では、それ以外の立場の方にも参加してもらうなど、もう少し多様なメンバーで議論する場を設けたほうがよいのではないかと感じている。そうした形で議論を行うことで、より幅広い視点からのアイデアが出てくるのではないかと思う。現在の形では議論の広がりが見えにくいのではないかという懸念もある。
- ➡本会議に参加するメンバーについては、今後検討が必要であると思っている。現在は、委託相談支援事業所、基幹センター、市の職員が参加しているが、ケースの内容によっては、事業所の職員や児童相談所の職員など、内容に応じた関係者の参加も必要ではないかと思っている。個人情報の問題もあるので、その点については市とも協議が必要になると思っている。
- ・協議会のような場では、なかなか意見が活発に出にくいことがあると思う。例えば、三好市の自立支援協議会では、グループワークを取り入れて協議会を運営していると聞いており、興味深い取り組みだと感じた。なお、この方法の元になっているのは、宮城県内のある小規模自治体で実施されている自立支援協議会の取り組みと聞いている。こうした事例も参考にしながら、協議会がより建設的で充実した内容になるよう、運営方法のブラッシュアップを検討していただければと思い、参考として提案させていただいた。
- ・「発言しにくいのではないか」と意見について、会議では、参加者全員に順番に発言していただく。
- ➡個人的な感想になるが、順番に発言する形式はあまり好みではない。「こういう意見がある」「こういう考えもある」といった形で、より積極的に自由な発言が出てくるような、活発な議論のほうが望ましいのではないかと感じている。
- ➡順番に発言してもらおう場合もあれば、自由に発言していただく場合もある。いずれの場合でも、参加者の皆さんには発言をしていただき、協力していただいている。
- ・実際の現場では、皆さんに積極的に発言していただけている。議論が止まってしまうよう

な状況はほとんどない。しっかりと意見交換が行われているのではないかと感じている。

- 抽出された地域課題が今後どのように扱われていくのかが気になっていた。先ほどの説明で、子どもに関する内容については次年度のこども支援専門部会で取り扱う予定であることが分かり、その点については理解できた。一方で、この表に挙げられている地域課題について、これまでにどのような対応が行われていたのか、また今後どのような対応にしていくのかという点まで示していただけるとありがたい。また、相談員が悩んで出してきたケースだと思う。ぜひ、課題を提出してくださった相談員に対しては、「出してくれてありがとう」「この課題についてはこう対応しました」「今後はこのように取り組んでいきます」といった形で、丁寧に返していただきたいと思う。課題を出したままになってしまうと、相談員としても「提出した課題はその後どうなったのだろう」と感じてしまい、今後課題が出にくくなる可能性がある。せっかく提出していただいた課題なので、相談員の方々への丁寧な回答・共有をお願いしたいと思う。

➡頂いた意見を参考にしながら、今後の展開や対応の経過についても、しっかりと記録して残していけるようにしていきたいと考えている。また、個別支援会議については、先ほども申し上げたとおり、相談員の人材育成にもつながる内容であると認識している。そのため、ご指摘のとおり、ケースを出していただいて終わりということではなく、その後の経過や実際にどうなったのかという点についてのフォローアップも含めて実施していけるよう、今後検討していきたいと考えている。

- もう一つ右側について詳しく知りたいと感じている。ただ、その内容がこの場でどこまで示せるものなのかという点もあるとは思う。「このような結果になりました」という形で共有していただき、ここで少しでも情報共有ができると、そこからさまざまな意見が出てくるのではないかと考えている。

➡ご指摘頂いた点については、追記などの形で資料としてお示しできるかどうか、今後検討していきたいと思う。また、実績を積み重ねていく中で、地域課題の中にも優先順位をつけていく必要があると考えている。そのため、今後はそれらの課題をどのような形で検討していくのかという点についても考えながら進めていきたいと思う。

5 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について

(障害福祉課 今村氏より説明)

(1) 虐待件数の推移について

資料 5-1 参照

(2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書

資料 5-2 参照

(3) 来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について (案)

資料 5-3 参照

(4) 虐待防止に係る事業所訪問チェックリスト (案)

資料 5-4 参照

【意見】

- 資料 5-1 について、豊橋市・愛知県・全国の数値がグラフで示されている。これは一定のフォーマットに基づいて作成されているものだと思うが、「届出件数」の中には相談と通報があると思う。相談と通報では届出の内容が違ってくる場合もあると思うが、この点について

何か区別はされているのか。

- ➡「相談・通報・届出件数」としているが、内訳としては、虐待に関する相談をいただいた場合でも通報として受理する形をとっている。そのため、現状では相談と通報を明確に区別して集計しているわけではない
- ・通報する立場の人のことを考えると、「通報」という言葉はハードルが高く躊躇される方も多いのではないかと思う。一方で、「相談」という形であれば、通報よりもハードルが下がり、ためらっている方からも連絡をいただきやすくなるのではないか。そうすることで、届出の分母が広がり、その中で虐待認定についてもより精査されていくのではないかと考えている。私自身も事業所の所長をしており、職員向けに通報マニュアルは作成しているが、「相談」となると捉え方が少し異なる。そのため、相談としても吸い上げやすい環境や仕組みがあるとよいのではないかと感じた。
- ➡まずは相談という形でご連絡をいただき、そこから事業所と一緒に考えていく形を取っていきたいと思う。今後、啓発の方法などについても工夫していきたいと思う。
- ・この資料では、豊橋市・愛知県・全国の比較ができるようになっているが、少し気になる点がある。それは、豊橋市では施設従事者による虐待の割合が比較的高いという点。愛知県や全国を見ると、通報・届出件数や虐待認定件数はおおむね3~4割程度だが、豊橋市の場合には通報が5割、虐待認定も施設従事者によるものが5割以上となっている。ただ、豊橋市については、施設従事者による虐待防止の取組は非常に丁寧に行われていると感じている。私はアドバイザーとして関わっているが、東三河の4市の中でも特に丁寧に取り組まれており、県内でも虐待防止のための事業所訪問まで行うなど、非常に手厚い体制で実施されている。そうした取組がある中で件数が多く見えるということは、むしろ施設職員が障害者虐待に対して敏感になり、権利擁護の意識が高まった結果として通報や届け出が増え、問題が顕在化しているのではないかと前向きに捉えたいと考えている。その点について、監視力についてはどのようにお考えか。
- ➡確かに、施設における虐待の通報が多い状況ではあるが、通報者については施設の職員、利用者の家族など様々。通報件数が多いという点については、それだけ虐待防止に関する周知が行き届いていて、職員の意識が高まってきていることの表れでもあるのではないかと、私たちとしても捉えているところ。
- ・件数について、人口1,000人当たりの通報件数で見ると、全国・愛知県・豊橋市の数値に大きな差はない。一方で、割合としては施設従事者による虐待の部分が多く見えている状況。豊橋市では、ここ数年間、虐待防止の取組として4年スパンで事業所訪問を行う取組を進めている。その中で、まずは啓発や気づき、課題の掘り起こしといった段階に取り組んできた。現在は、いわば第2期の段階にあり、各事業所の中で対策の実施や自浄作用が働く段階に入っていると考えている。今後は、こうした取組を継続しながら、施設における数値についても県や全国の水準に近づくよう、虐待防止の取組を進めていきたいと考えている。
- ・通報について、難しい部分もあるかもしれないが、通報があったときに、通報のきっかけについても把握できるとよいのではないかと思う。例えば、通報の背景として、事業所訪問が

きっかけで気付いた、研修を受けたことで気付いたといった要因があるのかどうか。豊橋市では、虐待防止のための事業所訪問などを非常に丁寧に実施しているにもかかわらず数値だけを見ると「件数が多い」と受け取られてしまうこともある。そうした際に、取組が通報や気付きにつながっているという根拠が示せると、説明もしやすくなるのではないかと思います、質問させていただいた。

- ➡ご指摘のとおり、現時点では通報のきっかけまでは十分にできていない状況。今後は、今回のご意見を踏まえ、そうした点についても分析を行うことができないか検討していきたい。
- ・むしろ認定件数に着目している。豊橋市では、施設従事者による虐待の認定件数が多いと感じている。これだけ事業所を回られている中で認定件数が増えていくという点について、少し気になっている。通報件数については、自分たちの支援内容が本当に虐待にあたるのではないかという不安から通報する人が増えることはあり得ると思う。そのため、通報件数が増えること自体よりも、認定件数が増えていることのほうが重要な問題でないかと考えている。したがって、これだけ事業所を訪問しているにもかかわらず、認定件数が増えている理由について、ぜひ分析していただきたいと思う。その分析が、事業所の環境を整えていくうえでの課題提起や、訪問時の着眼点につながるのではないかと考えている。一度しっかりと分析されるとよいのではないかと。また、「人口1,000人当たりの件数」というデータも非常に重要だと思う。単純に件数だけを見ると「多い」「少ない」で終わってしまいがちだが、正確な分析を行う上では重要な指標。このようなデータもあわせて示していただくとよいのではないかと思います。通報者の内訳にも変化が見られると思う。最近では、相談員や事業所自身が支援を振り返り、「問題があるのではないかと」考えて通報するケースも増えてきているように感じる。また、警察からの通報も増えているはず。そうした状況を踏まえると、今後どの機関と連絡していく必要があるのか、どのような体制を整える必要があるのかといった、次の展開につながる議論もできるのではないかと思います。そのため、通報者の内訳に関するデータもあるとよいのではないかと。このようなデータを公表している市の協議会もありますので、一度検討してみたいかと思ひ、提案させていただいた。
- ➡今後の参考にさせていただく。

6 令和8年度障害者自立支援協議会について

(障害福祉課 野々村氏より説明)

(1) 令和8年度障害者自立支援協議会体制 (案)

資料 6-1 参照

(2) 令和8年度障害者自立支援協議会年間スケジュール (案)

資料 6-2 参照

【意見】

- ・前回の会議でも申し上げたが、部会の数が多く、関わっている方も重複している状況があるため、運営の効率化を考えていく必要があるのではないかと考えている。ICTの活用なども含めて検討してはどうかという話をさせていただいたが、実際のところ対応は可能なのでしょうか。これだけ多くの取り組みを進めていく中で、本来の現場でのフィールドワークの時間が確保できなくなるのではないかと懸念がある。結果として、課題抽出が難しくな

ってしまうのではないかと心配をしている。どこまで活動を広げていく予定なのかについて、伺いたい。事務局や専門部会に関わっている方々が、かなりのオーバーワークになっているのではないかと不安もある。この点についても一度お聞きしたい。就労支援専門部会から新たに連絡会が設置されるという話があり、役割分担について確認したい。事業所連絡会は基本的に情報共有の場であり、そこで何か事業を実施するわけではないという理解でよいか。つまり、課題の抽出や共有、あるいは豊橋市としての方向性を、同じ事業に関わるもの同士で共有する場が事業所連絡会であり、具体的な課題解決に向けた研修や施策に関する議論などは、部会や検討会で行うという整理でよいか。役割分担を明確にしておかないと、新しい組織ができたことで「そこに任せればよい」という形になり、結果としてまたオーバーワークが生じる可能性もあるのではないかと思う。組織や会議体が増えることで、全体が肥大化しすぎてしまうことも心配している。本来必要な機能を果たすための時間が確保できなくなってしまうのではないかと、また、こうした体制の継続性をどのように担保していくのかという点について、お聞きしたい。

- ➡会議の開催頻度は常に意識しており、オーバーワークにならないよう、また過度な負担にならないよう配慮している。今後もバランスを見ながら、皆様のご意見を頂きつつ進めていきたいと考えている。事業所連絡会については、体制図に記載しているとおり、基本的には事業所同士の連携や課題を協議する場としての役割を想定している。その中で、地域課題につながるような意見が出てきた場合には、運営会議の議題として取り上げていくことも考えられるが、基本的には事業所間の連携の場を構築することが主になると思っている。

7 いわゆる障害者雇用代行ビジネスに関するアンケートについて 資料7参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見】

- ・非常に興味のある話題であり、国でも検討が進められている内容だと認識している。これを豊橋市として先行して実施することになった経緯について伺いたい。部会での議論があったのか、それとも豊橋市としての問題意識から実施が決まったのか。
- ➡全体会の中でも委員の方々から複数のご指摘を頂いていた。そうした意見を踏まえ、部会としても「今取り組むべき課題ではないか」という意見があり、今回の調査を実施することになった。
- ・私自身もアンケートに関わることがあるが、仮説を持って実施することもある。例えば「こういう結果が出るのではないかと想定していたものと、実際の結果が異なるといったこともある。今回の結果についても、自分たちが想定していた課題感と実態との違いがあったかどうか、完全に読み取ることは難しい部分もあるが、市として何か捉えていることはあるか。
- ➡特に先入観を持たずにアンケートを作成したので、事前に特定の仮説を置いていたわけではない。得られた結果については、部会の中で分析していきたいと思う。
- ・せっかくの調査なので、実施主体は豊橋と結果資料の中に入っているとよいと思う。

8 総量規制について

資料8参照

(障害福祉課 小泉氏より説明)

【意見】

- ・総量規制を解除するという話になっているが、新規参入を希望する事業所が参加できない状況について、不満を持たれている方もいる。解除するにしても、制限を設けるにしても、客観的で明確な基準が必要になるのではないかと思う。その際、どのように評価するのかと考えたときに、資料の4番にある「質の高いサービスの提供が期待できること」をどう評価するのか。「期待」という言葉は評価としてはなかなか難しいのではないかと感じている。この点については、今後検討していくということなのかもしれないが、主観が影響しそうな部分でもあり、評価としては難しいのではないかと思った。どのように捉えているか。
- ➡評価に関しては、評価基準を考えているが、基準の細部まで示していくと、事業者の努力の範囲が最小限になってしまう可能性がある。そのため、行政として何に重点を置いているかを明らかにしたうえで、審査基準を設けていきたいと考えている。
- ・良質なサービスが提供できることと、専門職が配置されていることは必ずしもイコールではない。その部分の評価は非常に難しいと思う。ぜひ十分にご検討いただければと思う。

9 その他

- ・全体を通して、気になっていた点がある。それは、自立支援協議会に当事者の方々にどのように参画していただくかという点。当事者と一緒に考えていくことが重要であり、そのためには意見を聞く機会を適切に設ける必要があるのではないか。例えば、事前に様々な障害者団体を通じて、関係する当事者の意見を吸い上げる機会を設けることが考えられる。また、可能であれば、直接意見交換ができる場を設けることも望ましいと思う。特に重要なのは、当事者ご本人が確実に参画できるような仕組みを担保すること。この点は、外部からの評価にも関わる重要な要素であると思う。実際にサービスを利用している方々だけでなく、福祉につながっていない方々の声も含めて把握し、市の施策に反映していく必要がある。そのためにも、当事者の参画や意見聴取の機会について考える必要があると思う。現時点でどの程度準備が進んでいるのか、また今後どのように準備していくのかをお聞きしたい。
- ➡今後は、関係団体の皆様にご参加いただきながら、幅広く意見を吸い上げていきたいと考えている。また、当事者の方々については、来年度に計画の更新時期を迎えることから、その機会も活用し、アンケートやヒアリング等を通じて直接ご意見を伺うことを想定している。こうした機会を通じて、多様な形で当事者の声を取り入れていきたいと考えている。
- ・当事者の意見聴取については、計画策定時の数年に一度の機会に限らず、日常的に施策を実施していく中で生じる課題を、その都度把握できる仕組みがあると望ましいと考える。関係団体が集まる場において、「現在困っていること」などを随時共有してもらおう形でも有効ではないかと思う。また、この場で話をするのは難しいのであれば、事前に意見を集約でき

る仕組みを、こういった場で作っていければよいのではないか。相談支援専門員をはじめ、関係者の方々が課題を拾い上げている点は承知しているが、当事者ご本人の生の声は大事。そのためには配慮が必要。もう一步踏み込んでいただきたい。

- ・本件は、この全体会ではなく、各専門職が集まり、施策や仕組みを検討・構築し、それを発表していくような検討・形成の段階においても、当事者団体や当事者ご本人の参画が必要ではないか、という意味か。
- ➡例えば、愛知県の自立支援協議会では、当事者の立場でご本人が参画されていると認識している。本協議会においても、これまでさまざまな知見を集めた上で議論が行われていることは十分承知しているが、その一方で、実際の生活の中で困っている当事者ご本人の声を直接拾い上げていくことも、協議会として必要ではないかという意味で提案をした。
- ・議題そのものとは直接関係ないが、本会の進行について、本日を含め、「時間がないため」といった理由で発言が制限される場面が見受けられるが、この表現や対応については、やや適切ではないのではないかと考えている。議題が多岐にわたることは理解しているが、そのような状況において発言を控えている方もいらっしゃる可能性がある。それについて今後ご検討いただければと思う。
- ・当事者の立場から参加させていただいている。内容そのものではなく、資料に関して、事前に膨大な資料をご提供いただいたが、私は専門家ではないため、資料を読み込むのに大変時間がかかった。特に「強度行動障害」に関する専門用語が多く、一つひとつスマートフォンで調べながら理解を進める必要があった。それでもなお、不明な点が多く残っている。可能であれば、専門用語に注釈を付けていただくなどのご配慮をお願いしたい。それが難しい場合には、資料をもう少し早い段階（例えば2週間前程度）にご提供いただきたい。また、今回で全体会への出席は2回目となるが、当事者として参加する中で、内容が非常に難しく、正直なところ議論についていけない。私としては、自身の生活や、障害のある息子との日常における困りごとなど、生活レベルでの課題を発言できる場であってほしいと考えている。現状のように、方針や取り組みについて説明を聞くだけでは、当事者としてコメントすることが難しい。
- ・補足として発言させていただく。前回の書面開催（2回目）の際には、障害福祉課より当事者の委員には事前説明をいただいている。ただ、私自身は専門職として勤務しているが、それでも専門用語が分からない場合がある。より一層、当事者の方に寄り添った配慮をしていただけるとよい。また、各専門部会には当事者の方も参加されている。現状として、当事者の方々が内容を十分に理解したうえで議論に参加できているかという点については、まだ課題があると思っている。当事者の声や理解状況を適切に拾い上げていただければ、今後においてもご配慮いただければと思う。
- ・そのとおりだと思う。重要なのは「参画すること」自体ではなく、「きちんと声を拾うこと」。「分からない」という声が出ることは非常に大切であり、その点についての指摘は重要な問題提起であったと受け止めている。単に会議に参加しているだけで、発言の機会

や理解が不十分なまま、いわば“お客さん”のような形で終わってしまう協議会では望ましくない。また、ご本人がこの場に参加していても、内容が理解できないという状況が起こり得ることも十分に認識している。そのため、事前に困っていることや、日常生活における課題について把握しておくことが重要。サービスに関する課題だけでなく、普段の生活の中での困りごとも多くあるはずで、そうした声は各団体に蓄積されていると思う。こうした声を適切に拾えるとよいのではないか。ご本人の声がしっかりと拾われているということが、みんなで共有しながら議論が進んでいるということにつながるとよいという思いもあり、この意見を述べさせていただいた。

- ・新規事項に向けて、気になる点をいくつか整理して発言させていただく。
1. 生活支援専門部会の報告の中で、「東部圏域ケアマネ茶話会に参加し、長寿介護課と障害福祉課に情報共有した」との記載があった。この「茶話会」という言葉が対外的に公開された際に、世間話の中で個人情報扱われているのではないかとといった不安を一般市民に与える可能性がある。実際には「茶話会」という名目でない内容で実施されているのであれば、個人情報保護の観点からも安心感のある名称への見直しの検討が必要なのではないかと感じた。
 2. 就労支援専門部会では「65歳問題」が取り上げられていたが、一方で、他市町では80歳代の方が就労支援事業所に通っているという、逆の課題も生じている。具体的には、高齢者向け団地へのポスティング等を通じて利用者を募り、「食事提供」や「送迎」などを謳い、結果的に医療機関の意見書を経て給付につながるケースが報告されている。このような状況から、65歳以降のみならず、さらに高齢の方々と、定員割れをしている高齢者施設や事業所との連携の在り方についても、新たな社会課題として注視していただきたい。
 3. 子ども分野において「年齢超過の措置児童」の問題について提起する。愛知県では、16～18歳の措置障害児の人数把握が進んでいるが、障害児入所施設に措置された場合、住民票の異動等により市町村側での把握が難しくなるケースがある。例えば、16歳前後の段階で「将来的に地元へ戻りたい」という意向を持つ児童について、2年後の地域移行を見据えた情報共有ができる仕組みが必要。自立支援協議会においても、将来的な地域移行を見据えた情報把握・共有の仕組みづくりを、8年度に向けて検討いただけることを期待する。
 4. 人材育成部会への移行に関連して、AIの活用について言及する。現在、AI技術は急速に進展しており、大学においてもレポートや研究計画書の多くにAIが活用されている。同様に、福祉分野においても、個別支援計画やモニタリング等にAIが利用されている可能性は十分に考えられる。そのため、豊橋市として、個別支援計画等におけるAI活用の実態把握、入力情報（プロンプト）の適切性・個人情報管理の徹底、利用するAIサービスについて、正式契約・課金を伴う安全な環境の整備について検討が必要ではないか。
 5. 資料4の個別支援会議について、一つ提案がある。各事例に題名を付けることで、事例の趣旨や課題のポイントが明確になり、蓄積・分析の質が高まると思う。例えば「解決に

至らなかった事例」など、一行の題名を入れるだけで、その事例の具体的な積み上げが変わってくると思う。

6. 資料5の虐待防止について、事業所内の管理者からの通報件数を把握していただきたい。管理者自らが通報するケースは、支援の質の向上や自己点検の意識が高まっていることの表れであり、逆に良い評価としてこの数値を使えるということもある。また、児童福祉法の改正により、学校やこども園等における教育・保育現場での虐待通報体制も整備が進んでいる。これらについても、整理や今後の検討課題として位置付けていただくことが望ましい。

7. 障害者雇用代行ビジネスに関するアンケートについて、「約8割が知らない」「約6割が他人事」という結果だった。重要なのは、この調査が一般市民ではなく、支援者・専門職を対象としている点。つまり、現場においても本課題が十分に認識されていない可能性があると考えられる。

雇用代行ビジネスについては、国の附帯決議において、今後の法改正時に適正化・見直しを徹底する方針が明記されており、将来的には制度自体の見直し（雇用カウントの在り方の変更等）も議論されている。このため、雇用代行ビジネスを「他人事」として捉えるのではなく、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、現場レベルでの理解と議論を深めていくことが重要。対応を誤れば、制度全体の信頼性にも影響を及ぼしかねないため、慎重かつ積極的な検討をお願いしたいと思う。